平成２３年（フ）第８９号
山形市城西町２丁目８番３号
債務者　和田　恒夫
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
山形県寒河江市緑町118番地の２　グリーンヒルズＢ102
債務者　板坂　輝美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７６号
北海道亀田郡七飯町大川６丁目10番５号
債務者　馬庭　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７８号
函館市亀田本町44番15号
債務者　佐々木廣子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０４号
北海道茅部郡森町字富士見町18番地
債務者　石黒　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺１番地２
債務者　橋本　秀子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
岐阜県海津市海津町鹿野1538番地
債務者　渡邉　瀧子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
岐阜県大垣市浅西１丁目76番地３
債務者　安達　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１２４号
愛知県あま市七宝町下之森河原95番地１　グレーススペース一106号
債務者　畠中　隆幸
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
静岡県焼津市利右衛門2785番地の５
債務者　増田　一章
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
静岡市駿河区丸子3290番地
債務者　池ヶ谷麻子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０号
愛知県岡崎市上佐々木町字大官35番地１　飯見借家３、従前の住所愛知県岡崎市八帖南町２丁目９番地10　ハイツアブラヤ３一202
債務者　レノンこと　大竹　真澄（旧姓手嶋）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
熊本県水俣市牧ノ内８番１号
債務者　福永　伸一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３２４４号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目17番地の３
債務者　松尾　精史
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１９号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番３一501号
債務者　芝垣　一郎
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１０号
横浜市磯子区西町６番８号　Ｊクレスト根岸201号
債務者　安藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６７号
神奈川県高座郡寒川町小動976番地49
債務者　井上由起子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部